

日本ヘルスケア株式会社

有料職業紹介事業許可番号 26-ユ-300681

紹介手数料の返戻金制度について

●返戻金制度に関する事項

弊社の紹介により就職したものが、入社後3ヶ月未満で本人都合による退職により、雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下の金額を紹介先企業に返還いたします。

- ・入社後1ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 80 %
- ・入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 50 %
- ・入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の 20 %

※ただし、非常勤雇用で採用した場合には、この返戻金制度は適用いたしません。

また、入社者の急な死傷病等、不測の事態による退職ならびに処遇その他の労働条件が、予め紹介先企業が入社者に対して明示した労働条件と著しく異なることに起因する退職である場合は、原則として紹介手数料の返還は行いません。